

終通報丙第三二八號

受發
時間 一〇〇〇
事務官 連絡官

昭和二十一年九月二〇日

總務課

情報

總務課復員班注意

一般

ハワイ、比島、沖繩、マリアナ諸島及カロリン諸島よりの日本人引揚の件

G H Q 發日本政府宛

(終連經由)

A P O 五〇〇、四六、九、一八

A G 〇一四、三三(四六、九、一八) G O

(S O A P I N I 一 二 一 四)

「訂正『送還』に關する一九四六年五月七日附綴 A G 三七〇、〇五(

四六、五、七) G O (S O A P I N I 九二七) 日本政府宛覺書參照

三日本人俘虜及武装解除せる軍隊は一九四六年十月一日より十二月卅

一日の官にハワイ、比島、沖繩、マリアナ諸島及トラツクより歸還

せしめらるべし。

三之等送還者歸還に對する船舶輸送は次の日程の順序とする。

イ、ハワイ向け横濱出帆は九月廿五日、十月廿五日及十一月廿五日頃とし、各日共座席一七一九とする。

ロ、比島向けは

(一) 吳發九月廿四日頃とし、座席五千

(二) 博多發は十月三、六、七、十三、二十九日、十一月五、十一、十九、二十五、三十日、十二月六、十、十四日頃とし、各日共座席二千五百

(三) 博多發十一月十二日頃とし、座席五千

(四) 佐世保發は十二月十二日頃とし、病者席五〇〇を含み座席二千とする。

ハ、沖繩向けは

(一) 名古屋發、九月二十六日、十月十、二十六、十一月十、二十七日、十二月十日頃とし、各日共座席一八〇〇とする。

(二) 名古屋發、十二月二十日頃とし、座席一一五八とする。
ニ、グワム、マリアナ諸島向け、

(一) 博多發十一月十五及十二月十五日頃とし、各日共座席二五六四とする。

(二) 浦賀發十月八日頃とし、座席一一七八とする。

(三) 浦賀發十一月五日頃とし、座席一三六三とする。

(一) 博多發十一月十五及十二月十五日頃とし、各日共座席二五六四とす。

(二) 浦賀發十月八日頃とし、座席一一七八とする。

(三) 浦賀發十月十五日頃とし、座席一三六三とする。

四 日本政府は

イ、民間船舶委員會若くは第二復員局より之等船舶の名稱、能力、出帆日時を決定すべし。

ロ、前に擧げたる仕向地に對する日本出帆船に参照覺書第一項附屬第四の趣旨により各種の準備をなし、特に之等船舶に必要な冬着を確保することに留意すべし。

ハ、ハワイ、比島、沖繩、マリアナ群島及カロリン群島より日本に列着せる日本人送還者の受入れ及手續は前参照覺書第一項に記載せる通りに可致ふべし。

依 命

高級副官大佐 ジョン・ビーラト

代理 R. O. ヘンセ